

協議事項No. 1

市内デマンド型交通事業実運用化に伴う運行エリア等の設定について（修正版）

協議内容	<p>市内デマンド型交通事業実運用化（道路運送法 79 条：交通空白地有償運送申請）に伴い、運行エリア等下記の点について協議を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運行系統又は運送の区間 ② 運行日 ③ 乗降地点数 ④ 運賃 ⑤ 車両 						
設定理由	<p>市内デマンド事業について、道路運送事業法 79 条（交通空白地有償旅客運送）のスキームを活用して事業化を行う</p>						
検討経緯	<p>≪実証事業≫</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月</td> <td style="padding: 0 5px;">1 期</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月</td> <td style="padding: 0 5px;">2 期</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">令和 6 年 4 月～</td> <td style="padding: 0 5px;">3 期</td> </tr> </table> <p>※実証事業の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①官民連携による事業の推進 ②事業の持続性の確保（人材確保策の検討） ③予約成立率の向上など利便性の向上（キャンセル及び待機時間の発生による事業非効率化の回避） ④効率的な車の活用（タクシーによる通常営業とデマンド業務の併用による車繰りの効率化） <p>の必要性を認識。</p> <p>※実運用に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①については、デマンド事業の実施主体として、地域交通事業者等と推進協議会を設立。 ②については、道路運送事業法 79 条（交通空白地有償旅客運送）の運転資格の要件緩和により人材確保しやすい環境を構築 ③については、普通タクシー車のデマンドタクシー化による対象車両を拡大する。 ④については、道路運送事業法 79 条（交通空白地有償旅客運送）による白ナンバー・緑ナンバー車両を活用する。 	令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月	1 期	令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月	2 期	令和 6 年 4 月～	3 期
令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月	1 期						
令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月	2 期						
令和 6 年 4 月～	3 期						

≪市内デマンド交通（実証事業・実運用事業）対比≫

	実証時（R6.4.1～R7.3.31）	実運用時（R7.4.1～）
適用法令	道路運送法第21条	道路運送法第79条
運行事業体	石狩市（三和交通株式会社・ダイコク交通株式会社に業務委託）	石狩湾新港地域公共交通サービス推進協議会（三和交通株式会社・ダイコク交通株式会社に業務委託：事業者協力型自家用有償旅客運送）
運行系統又は運送の間	生振地区 緑苑台地区 ¹ 石狩湾新港地域 ² 花川地区 ³ 樽川地区	生振地区 緑苑台地区 石狩湾新港地域 ⁴ 花川地区 樽川地区（1～3丁目） 樽川地区（調整区域） B&G 海洋センター付近 （図1参照）
運行日	毎日運行 午前7時00分から午後7時00分まで オンタイムで対応可能	毎日運行 午前7時00分から午後7時00分まで 1時間に1～2便で対応（1便当たりの対応台数は予約状況に応じて変化する）
乗降地点数	乗降場所は運行エリア内に一定間隔でバーチャルバスストップを設定する。バーチャルバスストップは北海道中央バスのバス停、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、郵便局、公園前に設置	ドアツードア方式

¹ 緑苑台西、緑苑台中央、緑苑台東、花川東

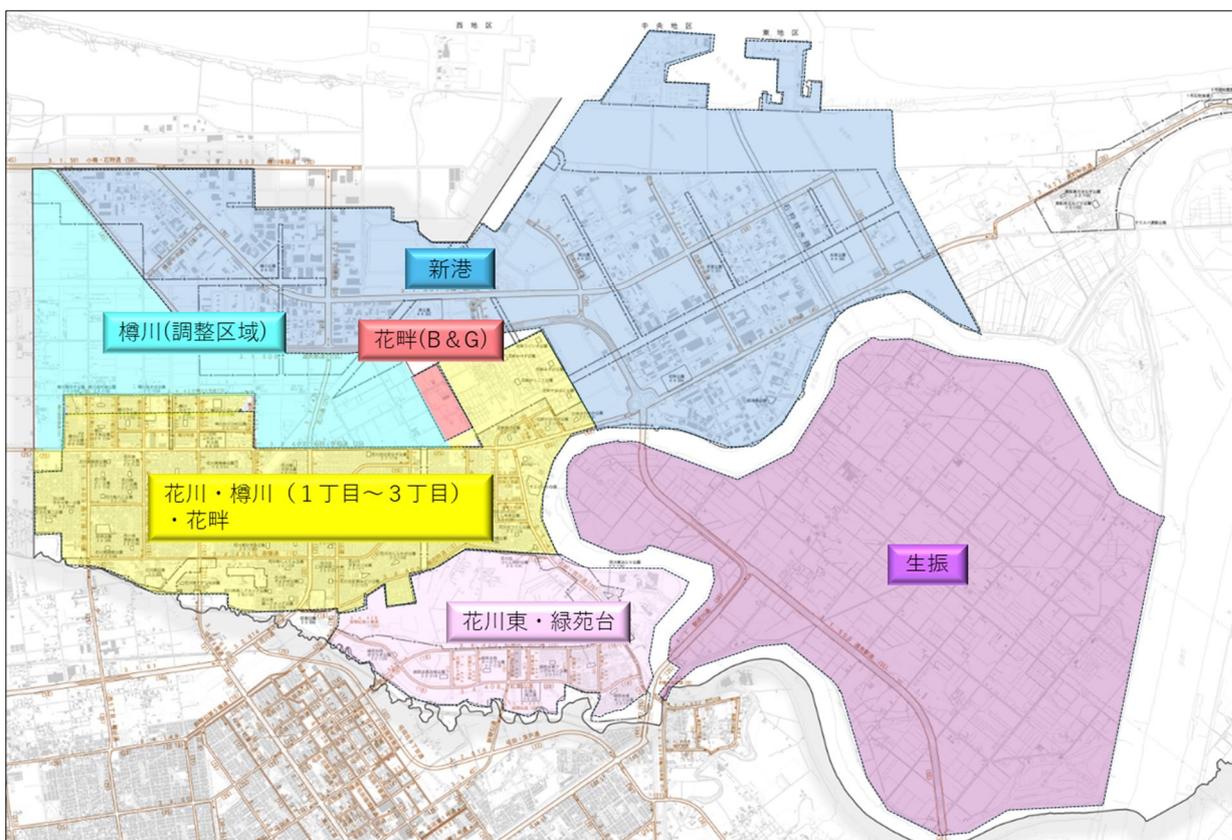
² 新港中央1丁目～新港中央4丁目、新港東1丁目～新港東2丁目、新港東4丁目、新港西1丁目～新港西3丁目、新港南1丁目～新港南3丁目

³ 花川北、花川南、花畔

⁴ 新港中央1丁目～新港中央4丁目、新港東1丁目～新港東4丁目、新港西1丁目～新港西3丁目、新港南1丁目～新港南3丁目

<p>運賃</p>	<p>1)従量課金制：乗車毎に定額運賃300円/人を乗車時の現金收受、もしくはアプリ内のクレジットカード決済で徴収する。 2)小児運賃は小学生以下150円/人とする。</p>	<p>1)エリアによる料金設定(別表1参照) 2)小児運賃(小学生以下)は半額とする。</p>
<p>車両</p>	<p>リース車(ワゴン車)</p>	<p>普通タクシー</p>

【図1】



【別表1】

(単価:円/人)

【着地】\【発地】	新港	【幹線バスライン】花川・樽川(1丁目~3丁目)・花畔	樽川(調整区域)	花畔(B&G)	緑苑台・花川東	生振
新港	400	400	400	400	600	1,200
【幹線バスライン】花川・樽川(1丁目~3丁目)・花畔	400	幹線ライン なので NG	400	400	400	400
樽川(調整区域)	400	400	400	400	500	800
花畔(B&G)	400	400	400	400	400	400
緑苑台・花川東	600	400	500	400	400	400
生振	1,200	400	800	400	400	400

≪市内デマンド料金(案)≫

- ・平均1.5人/台乗り合わせるイメージかつ、補助単価をおよそ1,000円/件と想定してエリア単価を設定
({(実際のタクシー料金-1,000円)÷2}で算出)
- ・最低単価を400円とする。
- ・樽川地区を、バス路線に近いエリア(樽川1~3丁目)と遠いエリア(調整区域)に分ける
- ・花畔(B&G海洋センター)を新たに追加

《実際のタクシー料金》

	新港 (ホクビー)	花川北 (石狩市役所)	花川南 (ラルズ)	樽川 (ビックハウス)	樽川(調整区 域) (樽川神社)	・花畔 (B&G)	緑苑台 (イオン)	花川東 (翔陽高校)	生振 (ノースヒル)
新港 (ホクビー)		1,550円 (3.7km)	1,710円 (4.2km)	1,630円 (3.8km)	1,150円 (2.5km)	1,150円 (2.6km)	2,350円 (5.8km)	2,350円 (6.0km)	3,470円 (9.1km)
花川北 (石狩市役所)	1,550円 (3.7km)		1,790円 (4.2km)	1,710円 (4.1km)	1,470円 (3.5km)	670円 (1.1km)	1,390円 (3.1km)	1,150円 (2.4km)	1,550円 (3.6km)
花川南 (ラルズ)	1,710円 (4.2km)	1,790円 (4.2km)		1,070円 (2.1km)	830円 (1.6km)	1,550円 (3.7km)	1,710円 (4.0km)	2,190円 (5.4km)	2,670円 (6.9km)
樽川 (ビックハウス)	1,630円 (3.8km)	1,710円 (4.1km)	1,070円 (2.1km)		670円 (1.2km)	1,550円 (3.5km)	2,430円 (6.2km)	2,510円 (6.3km)	2,910円 (7.5km)
樽川(調整区 域) (樽川神社)	1,150円 (2.5km)	1,470円 (3.5km)	830円 (1.6km)	670円 (1.0km)		1,230 (2.8km)	2,190円 (5.5km)	2,270円 (5.7km)	2,750円 (7.0km)
花畔 (B&G)	1,150円 (2.6km)	670円 (1.1km)	1,550円 (3.7km)	1,550円 (3.5km)	1,230円 (2.8km)		1,390円 (3.2km)	1,470円 (3.4km)	1,870円 (4.6km)
緑苑台 (イオン)	2,350円 (5.8km)	1,390円 (3.1km)	1,710円 (4.0km)	2,430円 (6.2km)	2,190円 (5.5km)	1,390円 (3.2km)		910円 (1.8km)	1,230円 (2.6km)
花川東 (翔陽高校)	2,350円 (6.0km)	1,150円 (2.4km)	3,550円 (9.4km)	2,510円 (6.3km)	2,270円 (5.7km)	1,470円 (3.4km)	910円 (1.8km)		910円 (1.8km)
生振 (ノースヒル)	3,470円 (9.1km)	1,550円 (3.6km)	2,670円 (6.9km)	2,910円 (7.5km)	2,750円 (7.0km)	1,870円 (4.6km)	1,230円 (2.6km)	910円 (1.8km)	

協議事項No. 2

通勤デマンド型交通実証事業（道路運送法 21 条：実証運行申請）の事業スキーム変更に伴う運行エリア等の変更について

≪協議事項≫

協議内容	<p>通勤デマンド型交通実証事業（道路運送法 21 条：実証運行申請）の事業スキーム変更に伴い、運行エリア等下記の点について協議を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運行系統又は運送の区間 ② 運行日 ③ 乗降地点数 ④ 運賃 ⑤ 車両 						
設定理由	<p>通勤デマンド事業について、運送区間及び運行日等を変更し、道路運送事業法第 21 条のスキームを活用して実証事業を行う。</p>						
検討経緯	<p>≪実証事業≫</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月</td> <td>1 期</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月</td> <td>2 期</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 4 月～</td> <td>3 期</td> </tr> </table> <p>※実証事業の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用（企業）者数の増加に対応できる運行モデルの検討（定時性の確保） ②輸送（機動）力の強化 <p>の必要性を認識。</p> <p>※実運用に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①については、基幹バスとの交通結節点（石狩庁舎前・花川南 5-3）から新港地域へハイエースによるピストン輸送を行うことにより、運送能力の拡大及び機動性・定時性を確保する。 ②については、道路運送事業法 79 条（交通空白地有償旅客運送）の運転資格の要件緩和により人材確保しやすい環境を構築 ③については、普通タクシー車のデマンドタクシー化による対象車両を拡大する。 	令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月	1 期	令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月	2 期	令和 6 年 4 月～	3 期
令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月	1 期						
令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月	2 期						
令和 6 年 4 月～	3 期						

《実証新旧対照表》

	現行 (R6.4.1～R7.3.31)	変更 (R7.4.1～R8.3.31)
適用法令	道路運送法第21条	道路運送法第21条
運行事業体	石狩市（三和交通株式会社・ダイコク交通株式会社に業務委託）	石狩市（三和交通株式会社・ダイコク交通株式会社に業務委託）
運行系統又は運送の区間	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生駅方面ルート 麻生駅⇔石狩湾新港地域 ・手稲駅方面ルート 手稲駅⇔石狩湾新港地域 ・乗継便 市内交通結節点¹⇔石狩新港地域 	<p>市内交通結節点（花川南 5-3・石狩庁舎前）⇔石狩新港地域²</p> <p>花川南 5-3 からは新港西エリア（図1参照）</p> <p>石狩庁舎前からは新港東エリア</p>
運行日	<p>全日</p> <p>7:00～9:00</p> <p>17:00～19:00</p> <p>朝2便・夕方2便で対応</p>	<p>土日祝日除く</p> <p>7:00～9:00</p> <p>17:00～19:00</p> <p>各エリア最大朝8便・夕方8便で対応</p>
乗降地点数	<p>乗降場所は北海道中央バスのバス停を利用する。石狩湾新港地域内で、モニター企業の立地エリアにバス停がない場合は、車両が停車できる場所にバーチャルバスストップ³を設定する。</p>	<p>交通結節点の乗降場所は、ラルズマート花川南店及び石狩市庁舎敷地内のミーティングポイントとする。</p> <p>石狩湾新港地域内については、ユーザー企業の立地エリアにバス停がない場合は、車両が停車できる場所にバーチャルバスストップを設定する。</p>

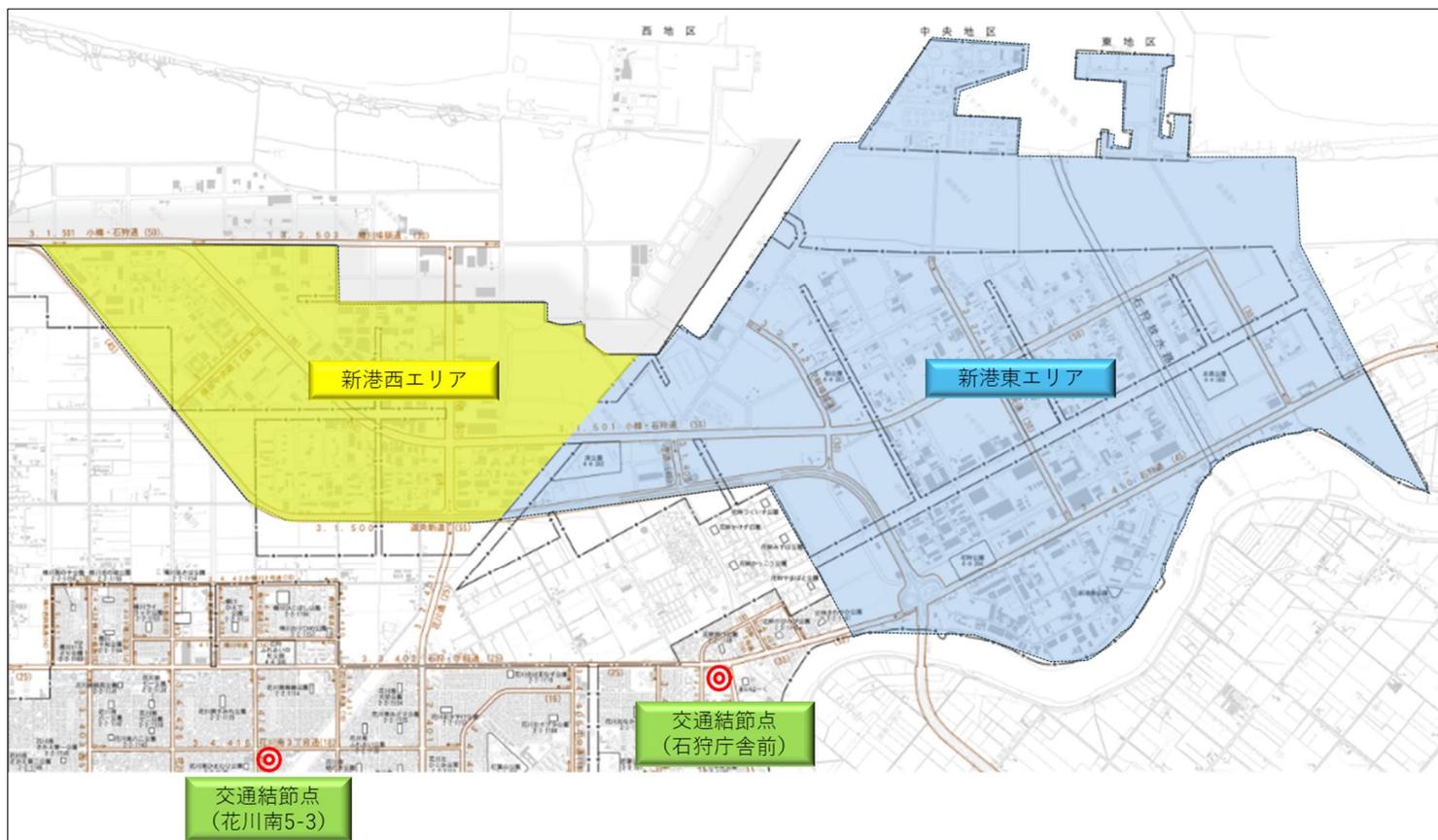
¹ 石狩市役所、ラルズマート花川南店とする

² 新港中央1丁目～新港中央4丁目、新港東1丁目～新港東2丁目、新港東4丁目、新港西1丁目～新港西3丁目、新港南1丁目～新港南3丁目

³ 構造物や目印を設置しないバーチャルのバス停。乗客、運転手はアプリの地図表示を基に指定された場所で落ち合う。アプリ上に、正確な位置の風景写真を表示する例、簡素な目印を道路沿線に表示する例もある。

運賃	麻生駅方面ルート、手稲駅方面ルート ・5.0km 以内の移動 400 円 ・5.1km～12.0km 600 円 ・12.1km 以上の移動 800 円 乗継便 300 円	一律 250 円（小学生以下 100 円）
車両	リース車（小型バス・ワゴン車）	リース車（ワゴン車）

【図1】



協議事項No. 3

浜益区デマンド型事業（道路運送法 79 条）の事業スキーム変更に伴う運行エリア等の変更について

≪協議事項≫

協議内容	デマンド型交通事業（道路運送法 79 条：交通空白輸送）のスキーム変更に伴い、運行エリア等下記の点について協議を行う ① 運行エリアの設定について ② 運行回数・運行時刻について ③ 乗降地点について ④ 運賃について ⑤ 車両について
設定理由	区内デマンド事業について、道路運送事業法第 79 条のスキームの中で事業スキームの見直し（デマンド・スクールバス・混乗事業の統合等）を行う。 令和 7 年度については、実証形式にて事業を行うことを想定。
検討経緯	≪浜益厚田線デマンド事業≫ ・平成 28 年 4 月より運行 →中央バス札幌浜益線が、利用者の減少などを理由に平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止になったことに伴い、中央バス札幌厚田線とのフィーダー線として運行。併せて、区内の循環線としても機能している。 ≪スクールバス・混乗事業≫ →平成 18 年度までは「空知中央バス（滝川市）」が浜益区内全域をバス運行していたが、赤字により撤退することとなったため、スクールバスとの一般混乗により、地域住民の交通手段を確保することとした。 【課題】 ・ヒトの確保の課題（乗務員の高齢化・他地域への移住） ・2024 問題に対する課題 ・大型 2 種免許保有者確保の課題 ・予約の仕組み（キャンセル発生）の解消 ・混乗線利用者減少に合わせた路線の見直し

《事業新旧対照表》

	現行	変更 (R7.10.1～)
路線又は営業区域	浜益区及び厚田区	同左
運行系統又は運送の区間	<p>《デマンド線》</p> <p>【浜益南北方面】</p> <p>雄冬や柏木などの各戸から幹線交通に接続または浜益温泉や診療所などまで運行</p> <p>【浜益東方面】</p> <p>浜益、柏木、川下、実田、御料地各戸から幹線交通に接続または浜益温泉、診療所などまで運行</p> <p>【厚田方面】</p> <p>浜益区内各戸から中央バス札厚線に接続</p> <p>《スクールバス・混乗線》</p> <p>【北回り（登・下校）】</p> <p>幌～浜益支所～浜益小学校</p> <p>【東・南回り（登・下校）】</p> <p>滝の沢～毘砂別～浜益支所</p> <p>【浜益便】</p> <p>区内から浜益・温泉</p>	<p>《デマンド線》</p> <p>【フィーダー線】</p> <p>浜益区内、厚田区安瀬及び濃屋各戸から中央バス札厚線に接続</p> <p>【循環線】</p> <p>浜益区内の各戸と診療所及び公共施設などまで運行</p> <p>《スクールバス・混乗線》</p> <p>浜益区内全域</p>
運行日	<p>土日祝日除く平日</p> <p>《デマンド線》</p> <p>6:00～19:00</p> <p>《スクールバス・混乗線》</p> <p>7:00～19:00</p>	同左
運行回数	240 日/年	同左
乗降地点数	ドアツードア方式	同左
運賃	<p>《デマンド線》</p> <p>別表参照</p> <p>《スクールバス・混乗》</p> <p>一般：200 円/回</p>	同左

令和6年第3回石狩市地域公共交通活性化協議会協議資料

	児童・生徒：無料	
車両	≪デマンド線≫ ワゴン車1台 ≪スクールバス・混乗≫ 小型バス2台	≪デマンド線≫ ワゴン車3台 ≪スクールバス・混乗≫ 小型バス2台
運行事業体	石狩市	同左

別表

始点	終点	浜益区												厚田区		
		雄冬	千代志別	床丹	幌	群別	浜益	川下	実田	御料地	柏木	毘砂別	送毛	濃曇	濃曇及び安瀬	厚田
浜益区	雄冬	300			400			500		600	1,000	500	600	1,000	1,100	
		150			200			250		300	500	250	300	500	550	
	千代志別	300			400			500		800	400	500	800	1,000		
		150			200			250		400	200	250	400	500		
	床丹	300			400			500		600	400			600		
		150			200			250		300	200			300		
	幌	400	300			400			600	300	300	400	600	800		
		200	150			200			300	150	200	300	400			
	群別	400	300			400			500	300			500	600	700	
		200	150			200			250	150			250	300	350	
	浜益	500	400	300			400			400	300			400	500	700
		250	200	150			200			200	150			200	250	350
	川下	500	400			300			400	300			400	500	700	
		250	200			150			200	150			200	250	350	
	実田	600	500			400			300			500	600		800	
		300	250			200			150			250	300		400	
	御料地	1,000	800	600			500			400		300		400	1,000	
		500	400	300			250			200		150		200	500	
	柏木	500	400			300			400		300			400	500	700
		250	200			150			200		150			200	250	350
毘砂別	600	500	400			300			500		300			500	600	
	300	250	200			150			250		150			250	300	
送毛	1,000	800	600			500			400		500	600	400	300		400
	500	400	300			250			200		250	300	200	150		200
濃曇	1,100	1,000	800			600			500		600		1,000	300		
	550	500	400			300			250		300			500	150	
厚田区 濃曇及び安瀬	1,100	1,000	800			600			500		600			1,000	300	
	550	500	400			300			250		300			500	150	
厚田区 厚田	1,100	1,000	800			700			800		1,000	700	600	400	300	
	550	500	400			350			400		500	350	300	200	150	

備考

- 1 乗客の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 一般 次号に該当する者以外の者をいう。
 - (2) こども 中学生以下の者をいう。
- 2 次に掲げる者の料金は、表の半額(10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げた額)とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

協議事項No.4

厚田区スクールバス事業における路線取り扱い方法の変更について

≪協議事項≫

協議内容	厚田区スクールバス事業（道路運送法79条：交通空白輸送）の運行エリアの変更について協議を行う
設定理由	厚田区スクールバス事業については、これまで路線単位での登録を行ってきたが、児童数及び混乗利用者の減少に伴い、毎年路線の見直しが必要になってきたことから、区内全体を対象エリアとし、柔軟な路線を構築するため、路線からエリアでの登録変更を行う。
検討経緯	<p>≪厚田区スクールバス事業≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月より運行 →厚田小学校及び厚田中学校の生徒のスクールバスに混乗機能を設けて運用を行ってきた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒトの確保の課題（乗務員の高齢化・田業務との兼業による時間調整が困難になってきている） ・混乗線利用者減少に合わせた路線の見直し

《事業新旧対照表》

	現行	変更 (R7.4.1～)
路線又は営業区域	厚田区	同左
運行系統又は運送の間	【発足線(スクールバス・混乗)】 厚田学園～藤本前	《スクールバス・混乗線》 厚田区内全域
運行日	土日祝日除く平日	同左
運行回数	往路6便/日 240日/年	同左
乗降地点数	ドアツードア方式	同左
運賃	一般：200円/回 児童・生徒：無料	同左
車両	小型バス2台	同左
運行事業体	石狩市	同左

別表

①系統調書（発足スクールバス）

●「発足線」厚田学園～藤本前～厚田学園			
運行日	土曜・日曜・祝祭日・12/29～1/3を除く平日		
運行回数	往路6便（循環）		
主たる経過地	交流センター・厚田クリニック		
運行時間	厚田学園	藤本前	厚田学園
	7:20	→ 7:37	→ 8:01
	10:50	→ 11:12	→ 11:32
	13:35	→ 13:57	→ 14:17
	14:45	→ 15:07	→ 15:27
	15:50	→ 16:14	→ 16:34
	18:20	→ 18:42	→ 19:01

